

本別町地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本プロポーザルは、本別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が委託する「本別町地域公共交通計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）について、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 受託候補者の選定方法

協議会が公募による事業者から提案された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。審査に係る評価基準は、別紙審査評価書のとおりとする。

3 業務概要

(1) 委託業務名

本別町地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

業務内容及び納品成果品物は、「仕様書」に定める。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月28日（木）まで

4 見積限度額

6,840,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務委託を履行するために必要なすべての経費を含むものとする

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出期日において、本別町及び他地方公共団体から公共工事等の入札参加者に係る指名停止規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）の規定に該当する暴力団又は暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団

員が経営に事実上参加していないこと

- (5) 参加表明書提出期限から過去5年以内において、国又は地方公共団体等が発注する本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を受託した実績を有していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

6 選定日程

選定日程は、次のとおりとする。

内容	日程
公募開始（町ホームページ掲載）	令和5年6月30日（金）
質問受付期限	令和5年7月7日（金）
質問回答期限	令和5年7月10日（月）
参加表明書提出期限	令和5年7月14日（金）
企画提案書等提出期限	令和5年7月21日（金）
辞退届提出期限	令和5年7月21日（金）
プレゼンテーション	令和5年7月下旬予定
選定結果通知	令和5年7月末頃予定
契約締結	令和5年7月末頃予定

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書鑑（様式2）
- (3) 事業者概要書（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式7）に記入し企画財政課に令和5年7月7日（金）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

すべての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和5年7月10日（月）までにメールにて回答する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出先

本別町地域公共交通活性化協議会事務局（本別町企画財政課）

(3) 提出方法

持込又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出期限

令和5年7月14日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、本実施要領5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書鑑（様式2）：原本1部、写し6部

イ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し6部

ウ 参考見積書（任意様式）：原本1部

エ 事業者概要書（様式3）：原本1部、写し6部

オ 業績実績（様式4）：原本1部、写し6部

カ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し6部

キ 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し6部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 企画提案書の様式規格はA4規格・縦（A3規格の折込可・A4、2枚換算）とし、15ページ程度で文字サイズは11ポイント以上とする。

また、以下の事項についての提案を必ず含めること。

（ア）本町の地域特性及び近隣市町を含むと公共交通の現状把握

（イ）公共交通の利用実態及び各種ニーズ調査の実施・分析・反映方法

（ウ）地域公共交通計画の策定ポイント

イ 見積書の金額は、経費ごとに金額の明確を記載し、消費税等を含んだ総額金額とすること。

(3) 提出先

本別町地域公共交通活性化協議会事務局（本別町企画財政課）

(4) 提出方法

持込又は郵送

※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、令和5年7月21日（金）午後5時までに辞退届（様式8）を提出すること。なお、協議会は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

12 審査方法

(1) 本業務は、本別町地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションを基に本別町地域公共交通計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査評価書により総合的な審査を行い、順位付けをしたうえで最上位の者を優先交渉権者とする。なお、参加者が1者のみの場合でも、審査委員会は実施し、その提案内容が優れていると審査された場合は、その参加者を優先交渉権者とする。

(2) 審査委員会において決定された提案者の順位については、自己の結果のみを各提案者に文書、又は電子メールで通知する。

(3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。

(4) 審査結果

ア 審査結果は、参加者全員に対し電子メールで通知する。また、通知後、参加者名及び審査結果を本別町ホームページに掲載し、公表する。

イ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

協議会は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と当該業務について協議を行い、協議が整い次第、本別町財務規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前記12の企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

14 その他

- (1) 提案書の文言の表記については、可能な限り分かりやすく平易な表現とする。
- (2) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (3) 提出された書類の作成等に要した費用及びプレゼンテーションに参加する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。
- (5) 協議会に提出された提出書類は、事業者の選定以外に提案者に無断で使用しないこととする。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、協議会が差替えを求めた場合を除く。
- (7) 協議会から貸与又は供与された情報は、本業務への提案以外に使用しないこと。また、協議会から配布又は貸与された資料等の情報は、全て返却し、複製した情報は、全て消去し、消去証明を提出すること。
- (8) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

15 連絡先

本別町地域公共交通活性化協議会事務局

(本別町企画財政課 担当：倉崎)

住 所：〒089-3392

北海道中川郡本別町北2丁目4番地1

本別町企画財政課内

電 話：0156-28-0345 (課直通) 内線251

ファクス：0156-22-3237

電子メール：kikaku@town.honbetsu.hokkaido.jp